

利用料等

サービスを利用した場合の利用料金は、以下のとおりです。

介護保険適用となる場合には、介護保険負担割合に応じた利用者負担分をお支払いいただきます。

※支払方法が償還払いとなる場合には、利用料金の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、保険者市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 介護保険給付サービス利用料金

【基本報酬】

※利用者負担額は負担割合証に記載の利用者負担割合が「1割」である場合です。
利用者負担割合が、「2割」、「3割」である場合は、その割合に応じて計算します。

認知症対応型共同生活介護費

サービス提供時間		基本単位	利用料	利用者負担額 (1割の場合)
事業所区分・要介護度				
I 又 は II	要介護1	761	7,610円	761円
	要介護2	765	7,650円	765円
	要介護3	801	8,010円	801円
	要介護4	824	8,240円	824円
	要介護5	859	8,590円	859円

介護予防認知症対応型共同生活介護費

サービス提供時間		基本単位	利用料	利用者負担額 (1割の場合)
事業所区分・要介護度				
I 又は II		760	7,600円	760円

その他

項目	基本単位	利用料	利用者負担額 (1割の場合)	算定回数等	備考
入院時費用	246	2,460円	246円	1日につき(1ヶ月に6日を限度)	利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合

項目	基本単位	備考
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の10を減算	身体拘束に係る記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を適正に開催していない場合や、指針の未整備、定期的な研修の未実施。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1を減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を適正に開催していない場合や、指針の未整備、定期的な研修の未実施、担当者の未配置。
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の3を減算	感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の未策定、計画に定めた必要な措置を講じていない場合。※令和7年3月31日までは経過措置として、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的な計画を策定している場合には、当該減算は適用しない。

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本報酬に以下の料金が加算又は減算されます。

※★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額 (1割の場合)	算定回数等	備考
夜間支援体制加算 (イ)	50	500円	50円	1日につき	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定
夜間支援体制加算 (ロ)	25	250円	25円		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2000円	200円	1日につき(7日を限度) (短期利用の場合のみ)	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した利用者に対して、サービスを提供した場合に、入居を開始した日から7日間を限度として算定
若年性認知症利用者受入加算	120	1200円	120円	1日につき	若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合
看取り介護加算★	72	720円	72円	死亡日以前31日以上45日以下	看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師・看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えるように支援した場合
	144	1440円	144円	死亡日以前4日以上30日以下	
	680	6800円	680円	死亡日の前日及び前々日	
	1,280	12800円	1280円	死亡日	
初期加算	30	3000円	30円	1日につき	入居した日から30日以内の期間について算定
協力医療機関連携加算	100	1000円	100円	1月につき	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は場合に算定
協力医療機関連携加算	40	400円	40円	1月につき	
医療連携体制加算 (イ)イ★	57	570円	57円	1日につき	事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合
医療連携体制加算 (ロ)ロ★	47	470円	47円	1日につき	
医療連携体制加算 (ハ)ハ★	37	370円	37円	1日につき	
医療連携体制加算 (リ)	5	50円	5円	1日につき	
退居時情報提供加算	250	2500円	250円		利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機間に對して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に算定
退居時相談援助加算	400	4000円	400円	1回につき	利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定
認知症専門ケア加算 (イ)	3	30円	3円	1日につき	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定
認知症専門ケア加算 (ロ)	4	40円	4円		
認知症チームケア推進加算(イ)	150	1500円	150円	1月につき	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケア(複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有したうえで介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供すること)を提供した場合に算定
認知症チームケア推進加算(ロ)	120	1200円	120円	1月につき	
生活機能向上連携加算(イ)	100	1000円	100円	3月に1回を限度として1月につき	当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定
生活機能向上連携加算(ロ)	200	2000円	200円		
栄養管理体制加算	30	300円	30円	1月につき	管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、算定
口腔衛生管理体制加算	30	300円	30円	1月につき	当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定
口腔・栄養スクリーニング加算	20	200円	20円	1回につき	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定
科学的介護推進体制加算	40	400円	40円	1月につき	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適かつ有効な提供に活用している場合に、算定

高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10	100円	10円	1月につき	高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	50円	5円	1月につき	
新興感染症等施設療養費	240	2400円	240円	1月に1回、連続する5日を限度	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1000円	100円	1月につき	介護職員の待遇改善を進めることに加え、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	100円	10円	1月につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	220円	22円	1日につき	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	180円	18円		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	60円	6円		
介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)～(V1～14) 【※各事業所で該当区分を記載してください】	所定単位数の18.6%の上乗せ	左記の単位数	左記の1割	1月につき ・(※所定単位数) 基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数	介護職員等待遇改善加算は、介護職員等の待遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算

(2) その他の費用

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食費	1日 1,850円
おむつ代	1枚 50円
理美容代	1回 2,000円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。 ・利用者個人が必要とする医療、物品等に係る際の必要なもの。 事業所が立替を行った場合は、その実費の支払いを受けるものとします。

家賃	月額 63,000円 (1日当たり2,100円)
光熱水費	光熱水費は家賃に含まれます。

(3) 支払い方法

毎月、15日までに前月分の利用料の請求をいたしますので、20日までに指定口座にご入金ください。

お支払方法は、基本は銀行の指定口座からの引き落とし、銀行振り込み、現金払いの中からご契約の際に選択できます。事業者は、支払いを受けた場合には、速やかに領収書を発行します。(事業所が立替を行った実費分については、その領収書の原本を併せてお渡します。)